

風俗営業を目的とする建築物の建築同意における
「伊丹市教育環境保全のための建築等の規制条例」
第4条ただし書きの適用基準

(適用区域)

都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域のうち商業地域とする。

(適用業種)

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する営業とする。

(経営者の責務)

経営に当たっては、射幸心をそそることなく、社交と憩いの場の提供であることを十分認識し、経営を行うこと。又、周辺的生活環境に対しては、善良な風俗と清浄な風俗環境を保持し、特に青少年の健全な育成に必要な教育環境の保全には積極的に取り組み、必要な対策を実践する。

(適用区域の特例)

適用区域についての規定にかかわらず、近隣商業地域内で、現に営業しており、同敷地又はその隣接地において、公共事業を原因として改築等を行い、再び継続して営業を行う場合は、その規模が改築等を行う前と同程度であり、かつ、従前の営業において周辺の教育環境を阻害していなかったと認められ、営業の再開によっても教育環境を阻害しないと見込まれるときは、伊丹市教育環境保全のための建築等の規制条例（昭和47年伊丹市条例第8号）第4条ただし書きを適用する。